

埋立処分開始後（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）

（状況：令和 2 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	地下水 下流	7月21日	8月18日	検出せず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
全シアン	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界

を下回ることをいう。

浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（周縁井戸 B）

（状況：令和2年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	地下水 上流	7月21日	8月18日	検出せず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
全シアン	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず

チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
<p>「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。</p>					

埋立処分開始後（浸透水採取設備）

（状況：令和2年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る浸透水を採取した場所	水質検査に係る浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	浸透水	7月21日	8月18日	検出せず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
全シアン	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず

一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・三ージクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(状況：令和2年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
4月	浸透水	4月24日	5月8日	BOD 1.4mg/l
5月	浸透水	5月26日	6月9日	BOD 1.7mg/l
6月	浸透水	6月26日	7月10日	BOD 2.0mg/l
7月	浸透水	7月21日	8月18日	BOD 1.2mg/l
8月	浸透水	8月28日	9月11日	BOD 1.1mg/l
9月	浸透水	9月29日	10月13日	BOD 1.2mg/l
10月	浸透水	10月23日	11月6日	BOD 1.3mg/l
11月	浸透水	11月27日	12月11日	BOD 1.1mg/l
12月	浸透水	12月24日	1月7日	BOD 1.1mg/l
1月	浸透水	1月26日	2月9日	BOD 1.4mg/l
2月	浸透水	2月26日	3月12日	BOD 1.5mg/l
3月	浸透水	3月25日	4月8日	BOD 2.2mg/l

へ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：令和2年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	該当なし		

(状況：令和2年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合していないとき。	該当なし		
水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。	該当なし		